

日本熱測定学会表彰規定

（総 則）

第1条 熱測定学会（以下、「本会」という。）は、熱測定の進歩発展に寄与し、その業績が特に顕著な者を表彰する。

（表彰の種類）

第2条 表彰の種類は以下の2種とする。

1. 日本熱測定学会 学会賞（以下、「学会賞」という）
2. 日本熱測定学会 奨励賞（以下、「奨励賞」という）

（表彰状の授与）

第3条 前述の各賞に対して、表彰状を授与する。

（学会賞）

第4条 学会賞は、当該年の4月1日現在、本会会員歴3年以上の正会員であって、熱測定分野における技術進歩、学術研究等において顕著な業績または功績のあった個人、あるいはグループに授与する。

（奨励賞）

第5条 奨励賞は、当該年の4月1日現在、本会会員歴1年以上の会員であって、満40歳に達しない者を対象とし、熱測定に関する先導的、開拓的な優れた研究業績を挙げ、その研究のさらなる発展が期待される個人に授与する。

（表彰の件数）

第6条 学会賞は、毎年3件以内とする。

第7条 奨励賞は、毎年2件以内とする。

（学会賞受賞候補者の推薦）

第8条 学会賞候補者の推薦は、別に定める学会賞選考委員会により委嘱された推薦委員による推薦、または会員による推薦あるいは自薦による。

第9条 受賞候補者の推薦方法および日程は、次のとおりとする。

1. 推薦要領は会誌会告記事として告示する。
2. 4月末日までに指定の書類を会長宛、学会事務局に提出する。

（奨励賞受賞候補者の推薦）

第10条 奨励賞候補者の推薦は会員による推薦、あるいは自薦による。

第11条 受賞候補者の推薦方法および日程は、次のとおりとする。

1. 推薦要領は会誌会告記事として告示する。
2. 4月末日までに指定の書類を会長宛、学会事務局に提出する。

（受賞者の選考）

第12条 受賞者の選考は、別に定める学会賞等選考委員会で行い、当該選考委員長は、選考理由書を添えて選考結果を会長に答申する。会長は、選考委員会からの答申に基づき受賞者を決定する。

（授与式）

第13条 授与式は、当該年度の総会において執り行う。

付則 この規定は2004年10月13日制定し、同日より施行する。2006年10月8日一部改訂し、同日より施行する。